



上水に 下り道あり

2015 春号

平成27年3月発行

佐賀市上下水道局

佐賀市若宮三丁目6番60号
TEL(0952)33-1330・FAX33-1315

佐賀市上下水道ビジョンを 策定しました！

佐賀市上下水道ビジョン

安全と安心を未来へ
～信頼される上下水道を目指して～



市営浄化槽事業について
水道メーターについて
平成25年度の水質検査結果について
平成27年度水質検査計画を策定しました

平成27年3月
佐賀市上下水道局

佐賀市上下水道ビジョンを策定しました

■佐賀市上下水道ビジョンについて

人口減少や水道・下水道施設の老朽化など、今後の上下水道事業を取り巻く状況は多くの課題が山積しています。

それらを克服し、将来に渡って『安心・安全な水道水の供給と汚水の処理』を継続していくため、上下水道局が目指していく将来像と、それを実現するための方向性を示したものが「佐賀市上下水道ビジョン」です。

■計画期間

平成27年度から平成36年度まで

■目指すべき将来像

安全と安心を未来へ信頼される上下水道を目指して

将来像

安全と安心を未来へ

～信頼される上下水道を目指して～



5つの基本方針

安全
■安心して飲める水の供給と適切な汚水の処理に努めます。
災害
■災害に強い上下水道の整備に努めます。
環境
■環境負荷を減らした水の循環と再生エネルギーの生産に努めます。
お客様サービス
■上下水道をお客様と共に考え、満足度の向上に努めます。
経営
■経営基盤の安定化に努めます。

■基本方針

- ①安全
 - ②災害
 - ③環境
 - ④お客様サービス
 - ⑤経営
- これらの基本方針を基に事業体系を構築しており、それぞれの事業展開及び成果目標を設定しています。

■内容をご覧になりたい場合

佐賀市上下水道局のホームページに掲載しています。
<http://www.water.saga.saga.jp>
 また、パソコン等の環境がない場合は、上下水道局総務課で閲覧をすることができます。

◎問い合わせ

上下水道局 総務課 企画係
 ☎33・1330

市営浄化槽を設置しませんか

工事費の一部を負担していただくことで、市営浄化槽事業により合併処理浄化槽の設置ができます。

■受益者負担金

一般住宅（10人槽以下）の場合、浄化槽本体設置費の約2割が個人負担（負担金）となります。

受益者負担金一覧表

住宅の延床面積	規模	負担金額
130㎡(約40坪)以下	5人槽	12万円
130㎡を超える場合	7人槽	15万円
2世帯住宅など	10人槽	20万円
併用住宅・事業所など	11人槽以上	標準工事費の4割



合併処理浄化槽の帰属について

浄化槽区域で、合併処理浄化槽を既にご利用の方は、浄化槽を上下水道局にお譲りください。市営浄化槽として維持管理を行います。

■使用料

保守点検・清掃等の維持管理を個人で委託した場合と比較してお得になる場合があります。

使用料一覧表

規模	月額使用料(税込)
5人槽	2,571円
7人槽	3,086円
10人槽	4,114円
11人槽以上	お問い合わせください。

※使用料は、消費税率の変更などの際には変更となります。

設置及び帰属後は、月々の使用料で上下水道局が「保守点検・清掃・法定検査」の維持管理を行います。

◎問い合わせ

上下水道局 下水道工務課
 浄化槽係

☎34・5047

引越しされる方へお願い

引越しの日が決まりましたら、転出・転入の**3日前**までにご連絡ください。

水道を**長期間使用しない場合**でも、お客様から使用中の届出がない限り水道料金等がかかりますので、ご連絡ください。

※使用開始及び中止のお手続きは、**使用者ご本人からの届出**をお願いします。

■旧佐賀市・大和町・富士町

佐賀市上下水道局お客様センター

☎ 33・1313

■諸富町・川副町・東与賀町

佐賀東部水道企業団 営業課

☎ 30・6212

■久保田町

西佐賀水道企業団 業務課

☎ 68・2225

■受付時間

平日：午前8時30分～午後5時

水道料金等は便利で 確実な口座振替で！

口座振替を申し込みになると、金融機関に向かなくても確実にお支払いができます。

■申し込みは

佐賀市内の**金融機関窓口**、または、**上下水道局業務課**まで問い合わせください。

漏水にご注意ください

給水装置はお客様の管理となっているため、漏水などで水道料金の請求額が通常より増えていても、お客様の負担となります。

なお、漏水箇所によっては、水道料金減免の対象となる場合もありますので、上下水道局業務課へ問い合わせください。

宅地内漏水の見分け方

水道メーターで漏水の有無を確認するには、ご家庭の蛇口等を全部閉めて、水道メーターボックス内のふたを開けてみてください。

パイロットが回っていれば、宅地内のどこかで漏水している可能性があります。

その場合、佐賀市指定給水装置工事業者で修理（有料）をお願いします。

事業者をご存じでないときは、佐賀市管工事協同組合（☎32・3100）へ問い合わせください。



水道メーターは定期的 に交換しています

水道メーターは、計量法により8年以内に交換が必要です。

上下水道局が実施する水道メーター交換時にお客様に**料金を請求することはありません**。不審に思われた場合は、身分証明書の提示を求めてください。

一日も早い下水道への 接続をお願いします

川や海の環境保全のため、下水道が接続可能な区域で、まだ接続されていないご家庭は、一日も早い接続にご協力をお願いします。

■水洗便所改造資金の融資あっせんについて（上下水道局の直接貸付けではなく金融機関へのあっせん）

◆融資あっせん限度額

- ・くみ取り式トイレまたは浄化槽1か所につき**60万円以内**
- ・トイレが2か所以上の場合
トイレ数×30万円+30万円
(限度額200万円)

◆償還額の利子補給

上下水道局があっせんした融資に対して利子補給を行います。融資あっせん額のうち利子補給対象額は、**家屋1棟につき60万円**を限度とします。

申請はお済みですか？ 届出が必要な水道料金等の 施設を管理される方へ

■共同住宅等の均等割計算

一括して料金の支払いをしている中高層建築物その他の建築物を対象として、市のメーターにて検針した使用水量を、各戸、または各事業所が均等に使用したものとして料金計算する方法です。

※申請対象となる建築物の入居戸数と使用水量によっては、共同住宅等の均等割計算の料金の方が高くなる場合があります。ご注意ください。

■福祉用の水道料金

『第1種社会福祉事業』を行っている社会福祉事業所に対し、「佐賀市水道事業給水条例」に基づき『福祉用』料金（1mにつき95円（税抜））を適用するものです。『第1種社会福祉事業』と『第2種社会福祉事業』が混在している場合は、「福祉用料金取扱要綱」に基づき、『福祉用』水量を認定し料金計算します。

このほかに工場用や自治公民館等に対する水道料金についても申請が必要ですので、くわしくは上下水道局業務課へ問い合わせください。

◎問い合わせ

上下水道局 業務課
☎ 33・1313

平成25年度の水質検査結果について（年平均値）

各浄水場の主な水質基準項目の測定結果をお知らせします。

紙面の都合により項目の一部だけを掲載していますが、上下水道局ホームページには全項目（50項目）の結果を公表しています。

ここに掲載していないものも含めて、すべての項目において水質基準値を大幅に下回っています。

水質基準項目	水質基準値	水質検査結果（平均値）			
		神野浄水場	佐賀東部水道企業団受水	川上浄水場	春日浄水場
一般細菌	1mL中100個以下	0個	0個	0個	0個
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未滿	0.001mg/L未滿	0.001mg/L未滿	0.001mg/L未滿
総トリハロメタン※1	0.1mg/L以下	0.01mg/L	0.02mg/L	0.01mg/L未滿	0.01mg/L未滿
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L未滿	0.02mg/L未滿
硬度（カルシウム、マグネシウム等）※2	300mg/L以下	30mg/L	44mg/L	51mg/L	83mg/L
蒸発残留物	500mg/L以下	75mg/L	126mg/L	119mg/L	161mg/L
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3mg/L以下	0.4mg/L	0.6mg/L	0.3mg/L未滿	0.3mg/L未滿
pH値	5.8~8.6	7.4	7.5	6.7	7.5

※1 消毒副生成物の一種で、発生量は塩素投入量や原水中の有機物の量に比例します。
 ※2 水中のカルシウムイオンとマグネシウムイオンの量を炭酸カルシウムに換算したものです。

平成27年度水質検査計画を策定しました

「水質検査計画」とは、年間を通じて行う水道水や水道原水の水質検査について、具体的な検査項目、検査頻度と検査箇所等を取り決めたものです。これに従い水質検査を実施することで、安全性を確認することができます。

水質検査計画の詳細については、以下をご覧ください。

■上下水道局ホームページ

<http://www.water.saga.saga.jp>

■上下水道局（2階業務課窓口）

■市役所1階30番窓口

（水道コーナー）

水質検査計画に関するご質問、その他水道水質に関するご相談は、上下水道局浄水課水質管理室までご連絡ください。



お問い合わせ

上下水道局

浄水課 水質管理室

☎ 33・1334

水道水質検査計画の特徴について

■検査項目

法律で検査が義務付けられている検査項目以外にも、独自の判断で検査を実施します（約200項目）。

また、検査項目は省略可能とされる項目も、安全性の確認のため省略せず実施します（送水過程で濃度変化のない一部の項目は浄水場でのみ測定します）。

■検査箇所

検査箇所は、原水、処理工程水、送り出し浄水、市内給水栓（蛇口10箇所）です。



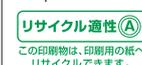
問い合わせはこちらへ

項目	担当課	電話番号
転入転出や名義変更の手続きに関する事	業務課	☎33-1313
水道料金や下水道使用料、給排水設備に関する事	業務課	☎33-1313
浄水のしくみ・水質に関する事	浄水課	☎33-1334
水道管の漏水や水道工事に関する事	水道工務課	☎33-1332
下水道工事に関する事	下水道工務課	☎34-5033
市営浄化槽に関する事	下水道工務課 浄化槽係	☎34-5047
予算、契約に関する事	財務課	☎33-1331
その他の問い合わせ	総務課	☎33-1330
☆諸富町・川副町・東与賀町の水道に関する事全般	佐賀東部水道企業団営業課	☎30-6212
☆久保田町の水道に関する事全般	西佐賀水道企業団	☎68-2225

編集・発行 佐賀市上下水道局 総務課

〒849-8558 佐賀市若宮三丁目6番60号
 TEL (0952) 33-1330
 FAX (0952) 33-1315

ホームページ <http://www.water.saga.saga.jp>



この冊子は1部あたり約4.0円で作成しています。（ただし人件費などの間接費は含まれていません）